

中小企業を応援します

融資制度のご案内

問い合わせ 商工労政グループ (☎02171)

登別市中小企業特別融資制度

市は、中小企業の円滑な資金繰りを支援するため、金融機関を通じて低金利融資を行っています。

※他市の融資制度を利用していること、市税を滞納していないこと、取引停止処分を受けていないことが要件となります。

事業所開設資金

市内で新たに事業所を設けようとする事業者を対象とした資金です。

▼融資対象

・市内で新たに事業所を設けようとする中小企業者で、登別商工会議所中小企業相談所の経営診断を受け、事業所開設資金の融資が適当と認められた中小企業者

▼使途：限度額、融資期間

・運転資金：500万円、6年以内
(据置期間1年)

・設備資金：2千万円、12年以内
(据置期間2年)

▼利率 (平成28年4月1日現在)

・融資期間が3年以内の場合は年1.6割、3年を超える場合は年2.0割

一般事業資金

市内事業者や市内に居住している方を対象に、企業の経常的な事業活動に幅広く利用できる資金です。

▼融資対象

・市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し室蘭市・伊達市に事業所を有するもので、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

▼使途：限度額、融資期間

・運転資金：1千万円、5年以内
・設備資金：2千万円、12年以内
(据置期間1年)

▼利率 (平成28年4月1日現在)

・融資期間が3年以内の場合は年1.6割、3年を超える場合は年2.0割

団体事業資金

市内の各種組合を対象に、幅広い用途に利用できる資金です。

▼融資対象

・市内に事業所を有する、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項または商店街街振興組合法に規定する団体

▼使途：限度額、融資期間

・運転資金：2千万円、5年以内
・設備資金：3千万円、10年以内

▼利率 (平成28年4月1日現在)

・融資期間が3年以内の場合は年1.6割、3年を超える場合は年2.0割

小口事業資金

小規模企業者を対象とした北海道信用保証協会の保証付きの資金です。

▼融資対象

・市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し室蘭市・伊達市に事業所を有するもので、中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者

▼使途：限度額、融資期間

・事業資金：500万円、7年以内

▼利率 (平成28年4月1日現在)

・融資期間が5年以内の場合は年1.0割、5年を超える場合は年1.2割

このほか、店舗や工場などの建て替え、機械や装置の購入を行う事業者を対象とした『小規模商工業近代化資金』、既存の事業とは異なる分野への進出や新製品・新サービスの提供を考へる事業者が利用できる『新分野進出支援資金』があります。各融資制度の対象、法律の規定など、詳しくは問い合わせください。

金融機関のご案内

融資制度のご利用には、金融機関の審査が必要になりますので、まずは取扱金融機関にご相談ください。

取扱金融機関

| 金融機関名 | 支店名 | 代表連絡先 |
|--------|-------------------|--------------------|
| 室蘭信用金庫 | 市内各支店、高砂支店、工大前支店 | 幌別支店 (☎022211) |
| 北海道銀行 | 登別支店、東室蘭支店 | 登別支店 (☎02621) |
| 伊達信用金庫 | わしべつ支店 | わしべつ支店 (☎05711) |
| 北洋銀行 | 登別支店、中島町支店、室蘭中央支店 | 登別支店 (☎0700) |

「申し込み」「問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です